

第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

目次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例 第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例 第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小企業者 第3款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係 第42条の5（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 <u>第42条の10（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係</u> 第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の12（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の12の2（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は</p>	<p>第1章 中小企業者等の法人税率の特例 第42条の3の2（中小企業者等の法人税率の特例）関係</p> <p>第1章の2 特別税額控除及び減価償却の特例 第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小企業者 第3款 その他</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係 第42条の5（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の11（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第42条の12（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）関係 第42条の12の2（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 3 《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4 《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p><u>第 42 条の 12 の 5 《生産性向上設備等</u>を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 43 条 《特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p><u>第 44 条</u> 《<u>関西文化学術研究都市の文化学術研究地区</u>における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 4 《特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 特定農産加工品生産設備</p> <p>第 2 款 新用途米穀加工品等製造設備</p> <p>第 44 条の 5 《<u>特定信頼性向上設備等</u>の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 46 条 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 46 条の 2 《支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係</p> <p>第 46 条の 3 《次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係</p>	<p>法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 3 《特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 12 の 4 《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 42 条の 13 《法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 43 条 《特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p><u>第 43 条の 2</u> 《<u>関西文化学術研究都市の文化学術研究地区</u>における文化学術研究施設の特別償却) 関係</p> <p><u>第 44 条</u> 《<u>集積区域</u>における集積産業用資産の特別償却) 関係</p> <p>第 44 条の 4 《特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 特定農産加工品生産設備</p> <p>第 2 款 新用途米穀加工品等製造設備</p> <p>第 44 条の 5 《<u>特定信頼性向上設備</u>の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 46 条 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p> <p>第 46 条の 2 《支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係</p> <p>第 46 条の 3 《次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 47 条（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）関係 第 47 条の 2（特定再開発建築物等の割増償却）関係 第 48 条（倉庫用建物等の割増償却）関係 第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）関係</p> <p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 8（共通事項）関係 第 55 条（海外投資等損失準備金）関係 <u>第 55 条の 2（新事業開拓事業者投資損失準備金）関係</u> <u>第 55 条の 3（特定事業再編投資損失準備金）関係</u> 第 55 条の 5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係 第 55 条の 6（特定災害防止準備金）関係 第 56 条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係 第 57 条の 3（使用済燃料再処理準備金）関係 第 57 条の 4（原子力発電施設解体準備金）関係 第 57 条の 5（保険会社等の異常危険準備金）関係 第 57 条の 6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係 第 57 条の 7（関西国際空港用地整備準備金）関係 第 57 条の 7 の 2（中部国際空港整備準備金）関係 第 57 条の 8（特定船舶に係る特別修繕準備金）関係 第 57 条の 9（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係</p> <p>第 3 章 削 除</p> <p>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</p> <p>第 58 条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>	<p>第 47 条（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）関係 第 47 条の 2（特定再開発建築物等の割増償却）関係 第 48 条（倉庫用建物等の割増償却）関係 第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）関係</p> <p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 8（共通事項）関係 第 55 条（海外投資等損失準備金）関係</p> <p>第 55 条の 5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係 第 55 条の 6（特定災害防止準備金）関係 第 56 条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係 第 57 条の 3（使用済燃料再処理準備金）関係 第 57 条の 4（原子力発電施設解体準備金）関係 第 57 条の 5（保険会社等の異常危険準備金）関係 第 57 条の 6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係 第 57 条の 7（関西国際空港用地整備準備金）関係 第 57 条の 7 の 2（中部国際空港整備準備金）関係 第 57 条の 8（特定船舶に係る特別修繕準備金）関係 第 57 条の 9（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係</p> <p>第 3 章 削 除</p> <p>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</p> <p>第 58 条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係</p>	<p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例</p> <p>第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係</p>
<p>第5章の2 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</p> <p>第60条の2（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例）関係</p>	<p>第5章の2 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例</p> <p>第60条の2（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例）関係</p>
<p>第5章の3 認定研究開発事業法人等の課税の特例</p> <p>第61条（認定研究開発事業法人等の課税の特例）関係</p>	<p>第5章の3 認定研究開発事業法人等の課税の特例</p> <p>第61条（認定研究開発事業法人等の課税の特例）関係</p>
<p>第6章 削 除</p>	<p>第6章 削 除</p>
<p>第7章 認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p>	<p>第7章 認定農業生産法人等の課税の特例</p> <p>第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p>
<p>第8章 交際費等の課税の特例</p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p>	<p>第8章 交際費等の課税の特例</p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p>
<p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p>	<p>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p>	<p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第66条の2（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 65 条の 7 ～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第 3 款 比較対象取引</p> <p>第 4 款 独立企業間価格の算定</p> <p>第 5 款 利益分割法の適用</p>	<p>第 65 条の 5 の 2 《特定の長期所有土地等の所得の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 65 条の 7 ～第 65 条の 9 《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条 《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 2 《平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 66 条の 4 《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第 3 款 比較対象取引</p> <p>第 4 款 独立企業間価格の算定</p> <p>第 5 款 利益分割法の適用</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 6 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第 8 款 申告調整等</p> <p>第 9 款 国外移転所得金額の取扱い等</p> <p>第 10 款 <u>その他</u></p>	<p>第 6 款 取引単位営業利益法の適用</p> <p>第 7 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用</p> <p>第 8 款 申告調整等</p> <p>第 9 款 国外移転所得金額の取扱い等</p>
<p>第 12 章 関連者等に係る利子等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係</p>	<p>第 12 章 関連者等に係る利子等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 5 の 2 及び第 66 条の 5 の 3 《関連者等に係る純支払利子等の課税の特例》関係</p>
<p>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係</p>	<p>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 6 ～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2 ～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係</p>
<p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p>	<p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得の計算の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係</p>

改 正 後	改 正 前
第 67 条の 6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例) 関係 第 67 条の 12 (組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係 第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係 第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係 第 1 款 合併法人等 第 2 款 特定軽課税外国法人	第 67 条の 6 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例) 関係 第 67 条の 12 (組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係 第 68 条 (特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係 第 68 条の 2 の 3 (適格合併等の範囲等に関する特例) 関係 第 1 款 合併法人等 第 2 款 特定軽課税外国法人

二 第 42 条の 4 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(他の者から支払を受ける金額の範囲) 42 の 4 (1) - 1 <u>措置法第 42 条の 4</u> …………… <u>同条第 1 項に規定する</u> 「他の者 …………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… ④ 1 …………… 2 …………… (試験研究費に含まれる人件費) 42 の 4 (1) - 3 試験研究費……………	(他の者から支払を受ける金額の範囲) 42 の 4 (1) - 1 <u>措置法第 42 条の 4 第 1 項、第 2 項又は第 6 項</u> ……………「他 の者…………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… ④ 1 …………… 2 …………… (試験研究費に含まれる人件費) 42 の 4 (1) - 3 <u>措置法第 42 条の 4 第 12 項第 1 号に規定する試験研究費(以下「試 験研究費」という。)</u> ……………

三 第 42 条の 5 ～ 第 48 条 ((共通事項) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42 の 5～48(共)－1 措置法第 42 条の 5 第 1 項及び第 6 項、<u>第 42 条の 6 第 1 項から第 4 項まで、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 12 の 2 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 5 第 1 項から第 4 項まで、第 43 条から第 44 条まで</u>……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5～48(共)－2 ……………措置法第 42 条の 5 第 1 項及び第 6 項、<u>第 42 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 12 の 2 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 5 第 1 項及び第 2 項、第 43 条から第 44 条まで並びに第 44 条の 3 から第 48 条までの規定 (同法第 68 条の 10 第 1 項及び第 6 項、<u>第 68 条の 11 第 1 項及び第 2 項、第 68 条の 14 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 15 の 6 第 1 項及び第 2 項、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで</u>……………</u></p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42 の 5～48(共)－3 措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、<u>第 42 条の 10</u>、第 42 条の 11、第 42 条の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3、<u>第 42 条の 12 の 5</u>、第 43 条から第 44 条まで……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42 の 5～48(共)－1 措置法第 42 条の 5 第 1 項及び第 6 項、<u>第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 12 の 2 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 43 条から第 44 条まで</u>……………</p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5～48(共)－2 ……………措置法第 42 条の 5 第 1 項及び第 6 項、<u>第 42 条の 6 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、第 42 条の 12 の 2 第 1 項、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 43 条から第 44 条まで並びに第 44 条の 3 から第 48 条までの規定 (同法第 68 条の 10 第 1 項及び第 6 項、<u>第 68 条の 11 第 1 項、第 68 条の 15 第 1 項、第 68 条の 15 の 3 第 1 項、第 68 条の 15 の 4 第 1 項、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 20、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで</u>……………</u></p> <p>…</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42 の 5～48(共)－3 措置法第 42 条の 5、第 42 条の 6、第 42 条の 11、第 42 条の 12 の 2、第 42 条の 12 の 3、第 43 条から第 44 条まで……………</p> <p>(注) 1 ……………</p> <p>2 ……………</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p>

改 正 後	改 正 前
42の5～48(共)－4 ……措置法第42条の5第4項、 <u>第42条の6第11項</u> 、第42条の9第3項、 <u>第42条の10第4項</u> 、第42条の11第4項…… ……	42の5～48(共)－4 ……措置法第42条の5第4項、 <u>第42条の6第4項</u> 、第42条の9第3項、第42条の11第4項……

四 第42条の6(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において<u>中小企業者等</u>に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>42の6－1 ……</p> <p>……<u>中小企業者等</u>(以下「<u>中小企業者等</u>」という。)……</p> <p>…<u>特定機械装置等</u>(同項に規定する「<u>特定機械装置等</u>」をいう。以下42の6－9までにおいて同じ。)については同項の規定の適用があり、その該当しないこととなった日前に取得等をして指定事業の用に供した<u>特定生産性向上設備等</u>(同条第2項又は第8項に規定する「<u>特定生産性向上設備等</u>」をいう。)については同条第2項及び第8項……規定する取得価額の合計額がこれらの項に規定する金額(以下「<u>取得価額基準額</u>」という。)……<u>中小企業者等</u>……<u>判定することに留意する</u>。</p> <p>④1 ……措置法第42条の6第7項……ついても、<u>同様とする</u>。</p> <p>2 本文後段の判定の結果、<u>中小企業者等</u>に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していた措置法規則第20条の3第1項第1号、第2号若しくは第4号又は第3項に掲げる減価償却資産の取得価額の合計額が取得価額基準額以上である場合において、その<u>中小企業</u></p>	<p>(事業年度の中途において<u>中小企業者</u>に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>42の6－1 ……</p> <p>……<u>中小企業者</u>……<u>同項に規定する特定機械装置等</u>については、<u>同項</u>……規定する<u>特定機械装置等</u>に係る取得価額の合計額がこれらの項に規定する金額……<u>中小企業者</u>……<u>判定するものとする</u>。</p> <p>④ ……措置法第42条の6第2項……ついても同様とする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>者等に該当していた期間のうち</u>に特定中小企業者等に該当していた期間があるときの措置法第42条の6第8項に規定する税額控除限度額は、次による。</p> <p>(1) <u>当該特定中小企業者等に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していた同項に規定する特定生産性向上設備等</u> <u>その取得価額の合計額の100分の10に相当する金額</u></p> <p>(2) <u>(1)以外の同項に規定する特定生産性向上設備等</u> <u>その取得価額の合計額の100分の7に相当する金額</u></p> <p><u>(特例対象事業年度等に取得供用した特定生産性向上設備等についての適用)</u></p> <p><u>42の6-1の2 措置法第42条の6第3項又は第10項の規定は、同条第3項に規定する特例適用事業年度（以下42の6-1の2において「特例適用事業年度」という。）終了の日において中小企業者等に該当する法人が、中小企業者等に該当していた期間（同項に規定する特例対象事業年度等の特定期間内の期間に限る。）内に取得等をして指定事業の用に供した特定生産性向上設備等（同項又は同条第10項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。）について適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(註) 1 同条第4項に規定する特定生産性向上設備等についても、本文と同様、特例適用事業年度終了の日において中小企業者等に該当する法人に適用があることに留意する。</u></p> <p><u>2 特例適用事業年度終了の日において特定中小企業者等に該当する法人が、特定中小企業者等に該当していた期間（同条第3項に規定する特例対象事業年度等の特定期間内の期間に限る。）内に取得等をして指定事業の用に供した同条第10項に規定する特定生産性向上設備等に係る同項の繰越税額控除限度超過額に加算する金額は、当該特定生産性向上設備等の取得</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>価額の合計額の100分の10に相当する金額による。</u></p> <p><u>(取得価額の合計額で判定する特定生産性向上設備等)</u></p> <p><u>42の6-2の2 措置法第42条の6第2項から第4項まで、第8項又は第10項に規定する特定生産性向上設備等(以下42の6-2の2において「中小企業投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。)は、特定機械装置等及び措置法第42条の12の5第1項、第3項、第4項又は第9項に規定する特定生産性向上設備等(以下42の6-2の2において「生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。)のいずれにも該当するものをいう。</u></p> <p><u>(注) 例えば、生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等に係る規模要件(措置法令第27条の12の5第2項第2号若しくは第4号、第3項第2号若しくは第4号又は第5項第2号若しくは第4号に規定する取得価額に係る要件をいう。)のうち複数の減価償却資産(工具、器具及び備品又はソフトウェアに限る。以下42の6-2の2において同じ。)の取得価額の合計額に係る要件について、特定機械装置等に該当する減価償却資産の取得価額のみ合計額による判定では当該規模要件を満たさない場合であっても特定機械装置等に該当しない減価償却資産を含めた判定において当該規模要件を満たすときには、その規模要件を満たす減価償却資産のうち特定機械装置等に該当するものは、中小企業投資促進税制の特定生産性向上設備等に該当する。</u></p> <p><u>(圧縮記帳の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)</u></p> <p>42の6-3</p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p><u>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</u></p> <p>42の6-3</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>42の6-3の2</u> 措置法第42条の6第8項に規定する税額控除限度額（同条第10項の繰越税額控除限度超過額に加算される金額を含む。）を計算する場合における<u>特定生産性向上設備等（同条第8項又は第10項に規定する「特定生産性向上設備等」をいう。以下42の6-3の2において同じ。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p>(1) <u>法人が取得等をした特定生産性向上設備等につき、当該取得等をして指定事業の用に供した事業年度（措置法第42条の6第10項に規定する特定生産性向上設備等について同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、同項に規定する特例適用事業年度を含む。以下42の6-3の2において「供用年度」という。）において法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合</u> <u>令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p>(2) <u>法人が取得等をした特定生産性向上設備等につき、供用年度後の事業年度において法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合</u> <u>令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p>① <u>(2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p>2 <u>特定生産性向上設備等の供用年度において、当該特定生産性向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、法人が、措置法第42条の6第8項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を上記(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において基本通達10-2-2（連結基本通達9-2-3を含む。）の取扱いの適用はないこと</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>に留意する。</u></p> <p>(事業の判定)</p> <p>42の6-5 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………「<u>小分類693駐車場業</u>」、<u>「大分類L 学術研究, 専門・技術サービス業</u>」、<u>「中分類75宿泊業</u>」、<u>「中分類78洗濯・理容・美容・浴場業</u>」、<u>「中分類79その他の生活関連サービス業(旅行業を除く。)</u>」、<u>「大分類O 教育, 学習支援業</u>」、<u>「大分類P 医療, 福祉</u>」、<u>「中分類87協同組合(他に分類されないもの)</u>」及び<u>「大分類R サービス業(他に分類されないもの)</u>」……………</p> <p>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等)</p> <p>42の6-7 ……………<u>取得等をし、又は移転を受けた特定機械装置等</u>……………</p> <p>……………<u>措置法第42条の6</u>……………</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の6-8 中小企業者等である法人が、その<u>取得等をし、又は移転を受けた</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の6-10 ……………</p>	<p>(事業の判定)</p> <p>42の6-5 ……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>……………「<u>小分類693駐車場業</u>」、<u>「中分類75宿泊業</u>」、<u>「大分類P 医療, 福祉</u>」、<u>「大分類O 教育, 学習支援業</u>」、<u>「中分類87協同組合(他に分類されないもの)</u>」及び<u>「大分類R サービス業(他に分類されないもの)</u>」<u>(旅行業を除く。)</u>……………</p> <p>(指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等)</p> <p>42の6-7 ……………<u>取得等をした特定機械装置等(措置法第42条の6第1項に規定する「特定機械装置等」をいう。以下42の6-9までにおいて同じ。)</u>……………<u>同条</u>……………</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42の6-8 <u>措置法第42条の6第1項に規定する</u>中小企業者等である法人が、その<u>取得等をした</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p>42の6-10 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>……………<u>措置法第42条の6第7項（同法第68条の11第7項を含む。）</u> ……………</p> <p><u>措置法第42条の6第8項（同法第68条の11第8項を含む。）の規定の適用を受けた特定生産性向上設備等の対価の額につき供用年度後の事業年度において値引きがあった場合の当該供用年度の措置法第42条の6第8項（同法第68条の11第8項を含む。）に規定する税額控除限度額についても、同様とする。</u></p> <p>（ソフトウェアの改良費用）</p> <p>42の6-10の2 ……………</p> <p>……………改良等（以下「<u>新たな機能の追加等</u>」という。）のための費用</p> <p>……………<u>措置法第42条の6第1項から第3項まで、第7項、第8項又は第10項</u>……………</p> <p><u>同条第4項に規定する被合併法人等が新たな機能の追加等のための費用を支出した場合についても、同様とする。</u></p>	<p>……………<u>措置法第42条の6第2項（同法第68条の11第2項を含む。）</u> ……………</p> <p>（ソフトウェアの改良費用）</p> <p>42の6-10の2 ……………</p> <p>……………改良等のための費用……………<u>措置法第42条の6第1項又は第2項</u>……………</p>

五 第42条の9（（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係）

改 正 後	改 正 前
<p>（生産等設備の範囲）</p> <p>42の9-1 <u>措置法令第27条の9第2項第2号イ及びロ</u>……………<u>特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第27条の9第4項、第6項若しくは第9項</u>……………</p> <p>（圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額）</p>	<p>（生産等設備の範囲）</p> <p>42の9-1 <u>措置法令第27条の9第2項第2号</u>……………<u>金融業務に係る事業又は措置法令第27条の9第4項、第6項若しくは第8項</u>……………</p> <p>（圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>42 の 9-2 ……………</p> <p>……………<u>1,000 万円</u>……………</p> <p><u>同項第 2 号イ</u>……………<u>器具及び備品で、一の生産等設備を構成するもの</u>……………<u>100 万円</u>……………</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>42 の 9-5 ……………</p> <p><u>措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 8 項及び第 10 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(掛) ……………</p> <p>(<u>開発研究の意義</u>)</p> <p><u>42 の 9-6 の 2 措置法令第 27 条の 9 第 7 項第 1 号イに規定する開発研究 (以下「開発研究」という。)</u>とは、次に掲げる試験研究をいう。</p> <p>(1) <u>新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</u></p> <p>(2) <u>新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</u></p> <p>(3) <u>(1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</u></p> <p>(4) <u>現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</u></p> <p>(<u>専ら開発研究の用に供される器具及び備品</u>)</p> <p><u>42 の 9-6 の 3 措置法令第 27 条の 9 第 7 項第 1 号イに規定する「専ら開発研究 (……) の用に供される器具及び備品」</u>とは、耐用年数省令別表第六に掲げる</p>	<p>42 の 9-2 ……………</p> <p>……………<u>5,000 万円</u>……………</p> <p><u>同項第 2 号若しくは第 3 号イ</u>……………<u>器具及び備品</u>……………</p> <p><u>500 万円</u>……………</p> <p>(工場用等の建物及びその附属設備の意義)</p> <p>42 の 9-5 ……………</p> <p><u>措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 7 項、第 9 項及び第 10 項</u>……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(掛) ……………</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p>	
<p><u>(委託研究先への資産の貸与)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>42 の 9-6 の 4 法人が、その取得又は製作をした措置法第 42 条の 9 第 1 項の表の第 3 号の第 3 欄に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</u></p>	
<p>(税額控除の対象となる工場用建物等の附属設備)</p>	<p>(税額控除の対象となる工場用建物等の附属設備)</p>
<p>42 の 9-7 ……………</p> <p><u>措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 8 項及び第 10 項……………取得又は建設……………</u></p>	<p>42 の 9-7 ……………</p> <p><u>措置法令第 27 条の 9 第 5 項、第 7 項、第 9 項及び第 10 項……………取得等……………</u></p>
<p>(取得価額の合計額が 20 億円等を超えるかどうかの判定)</p>	<p>(取得価額の合計額が 20 億円等を超えるかどうかの判定)</p>
<p>42 の 9-8 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>1,000 万円……………同項第 2 号イ……………器具及び備品で、一の生産等設備を構成するもの……………100 万円……………</u></p> <p>……………</p>	<p>42 の 9-8 ……………</p> <p>……………</p> <p>……………<u>5,000 万円……………同項第 2 号若しくは第 3 号イ……………</u></p> <p>……………<u>器具及び備品……………500 万円……………</u></p>

六 第 42 条の 10 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 42 条の 10 (国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>42 の 10-1 措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 2,000 万円以上又は 1,000 万円以上であるかどうかについては、通常 1 単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>同条第 3 項に規定する機械及び装置又は器具及び備品の 1 台又は 1 基の取得価額が 4,000 万円以上又は 2,000 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</u></p> <p><u>42 の 10-2 措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する機械及び装置若しくは器具及び備品の取得価額が 2,000 万円以上若しくは 1,000 万円以上であるかどうか又は同条第 3 項に規定する機械及び装置若しくは器具及び備品の取得価額が 4,000 万円以上若しくは 2,000 万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置又は器具及び備品が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>措置法令第 27 条の 10 第 2 項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 1 億円以上であるかどうかを判定する場合においても、</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>同様とする。</u></p> <p><u>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</u></p> <p><u>42の10-3 措置法第42条の10第1項第2号に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p> <p><u>(特定事業の用に供したものとされる資産の貸与)</u></p> <p><u>42の10-4 措置法第42条の10第1項に規定する実施法人（以下「実施法人」という。）が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が同項に規定する国家戦略特別区域内において専ら当該実施法人の同項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該実施法人の営む特定事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。</u></p> <p><u>(開発研究の意義)</u></p> <p><u>42の10-5 措置法第42条の10第1項第1号に規定する開発研究（以下「開発研究」という。）とは、次に掲げる試験研究をいう。</u></p> <p><u>(1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究</u></p> <p><u>(2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究</u></p> <p><u>(3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集</u></p> <p><u>(4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(専ら開発研究の用に供される器具及び備品)</u></p> <p><u>42の10-6 措置法第42条の10第1項第1号に規定する「専ら開発研究(……)の用に供されるもの」とは、耐用年数省令別表第六に掲げる器具及び備品のうち専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(委託研究先への資産の貸与)</u></p> <p><u>42の10-7 実施法人が、その取得又は製作をした措置法第42条の10第1項第1号に規定する機械及び装置並びに器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該機械及び装置並びに器具及び備品が専ら当該実施法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置並びに器具及び備品は当該実施法人の行う開発研究の用に供したもものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>42の10-8 法人が措置法第42条の10第1項(同法第68条の14第1項を含む。)に規定する特定機械装置等を特定事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下「供用年度」という。)後の事業年度において当該特定機械装置等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定機械装置等に係る措置法第42条の10第2項(同法第68条の14第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(開発研究用資産の償却費)</u></p> <p><u>42の10-9 措置法第42条の10第6項に規定する開発研究用資産につき同条第1項の規定の適用を受けて償却費として損金の額に算入する金額が、措置法第42条の4第12項第3号に規定する特別試験研究費(以下42の10-9において「特別試験研究費」という。)の額に該当するものとみなされるのであるから、措置法第52条の3の規定による特別償却準備金の積立額は、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

七 第42条の11(国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の11-1 <u>措置法令第27条の11第2項</u>……………</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>42の11-2 <u>措置法令第27条の11第2項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p>42の11-3 ……………</p> <p>……………建設……………</p> <p>(特定国際戦略事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p>	<p>(取得価額の判定単位)</p> <p>42の11-1 <u>措置法令第27条の11第1項</u>……………</p> <p>(圧縮記帳をした特定機械装置等の取得価額)</p> <p>42の11-2 <u>措置法令第27条の11第1項</u>……………</p> <p>……………</p> <p>(特別償却等の対象となる建物の附属設備)</p> <p>42の11-3 ……………</p> <p>……………<u>製作若しくは建設(以下「取得等」という。)</u>……………</p> <p>(特定国際戦略事業の用に供したものとされる資産の貸与)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>42 の 11-4 ……指定法人（以下「指定法人」という。）が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定機械装置等……………</p> <p>（専ら開発研究の用に供される器具及び備品）</p> <p>42 の 11-6 ……………</p> <p>……………別表第六……………</p> <p>（委託研究先への資産の貸与）</p> <p>42 の 11-7 指定法人が、その取得又は製作をした措置法第 42 条の 11 第 1 項第 1 号に規定する器具及び備品を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該器具及び備品が専ら当該指定法人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該器具及び備品は当該指定法人の行う開発研究の用に供したものと取り扱う。</p> <p>（特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p>42 の 11-8 法人が措置法第 42 条の 11 第 1 項（同法第 68 条の 15 第 1 項を含む。）に規定する特定機械装置等……………</p>	<p>42 の 11-4 ……指定法人が、その取得等をした同項に規定する特定機械装置等（以下「特定機械装置等」という。）……………</p> <p>（専ら開発研究の用に供される器具及び備品）</p> <p>42 の 11-6 ……………</p> <p>……………別表第六の上欄……………</p> <p>（新 設）</p> <p>（特定機械装置等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</p> <p>42 の 11-7 法人が特定機械装置等……………</p>

八 第 42 条の 12 の 4（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（給与等の範囲）</p> <p>42 の 12 の 4-1 の 2 措置法第 42 条の 12 の 4 第 2 項第 2 号の給与等とは、所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等（以下「給与等」という。）をいうのであ</p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>るが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（措置法第42条の12の4第2項第1号の国内雇用者において所得税法上課税されない通勤手当等の額を含む。）のみを対象として同項第3号から第5号までの「国内雇用者に対する給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。</u></p> <p><u>（資産の取得価額に算入された給与等）</u></p> <p><u>42の12の4-4 措置法第42条の12の4第2項第3号から第5号までの「国内雇用者に対する給与等の支給額」は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、法人が継続してその給与等を支給した日の属する事業年度の国内雇用者に対する給与等の支給額に含めることとしている場合には、その計算を認める。</u></p> <p><u>（継続雇用制度対象者の判定）</u></p> <p><u>42の12の4-5 措置法第42条の12の4第2項第6号の平均給与等支給額及び同項第7号の比較平均給与等支給額は、措置法令第27条の12の4第11項に規定する継続雇用制度対象者（以下「継続雇用制度対象者」という。）に対して支給した給与等の額を除いて計算するのであるが、法人が、同一の者に対する継続雇用前の職務に対する給与等の額と継続雇用後の職務に対する給与等の額とを同一の日に合計して支給している場合において、継続してその合計額を継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額としているときには、これを認める。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>